

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

22

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPM に対する課税情報目的外利用要件の緩和

提案団体

尼崎市

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたいが、所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとすると、地方税法第 22 条、地方公務員法第 34 条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。

他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPM のための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としていただきたい。

具体的な支障事例

子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第 22 条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。

制度改正の必要性は、代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本市では、EBPM を推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国の EBPM 推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。

懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。

根拠法令等

地方税法第 22 条(秘密漏えいに関する罪)
地方公務員法 34 条(秘密を守る義務)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

足立区、川崎市、兵庫県、熊本市、宮崎市

- 住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせて活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考えます。
- 市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。
- 限られた経営資源の中で、効率的・効果的な行財政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。
- アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

防災行政用無線の「伝搬障害防止区域」の指定に係る電波法関係審査基準の見直し

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

防災行政用無線については、全ての電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」の指定を受けることができるよう、区域指定基準の一つである「電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地上高 45m 以上であること。」を見直す。

具体的な支障事例

【支障事例】

愛知県と県内市町村等をつなぎ、各種防災情報システムの通信基盤となっている防災行政用無線回線が、名古屋市内に建設された高層建築物(地上高 99m)による電波遮蔽のため、平成 28 年 8 月頃から一部通信できない状況となった。そのため、平成 29 年 6 月補正予算に 195,434 千円を計上し、迂回ルートを構築するための改修工事を余儀なくされた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の必要性】

電波法に定める「伝搬障害防止区域」内であれば、防災行政用無線が不通となる事態を未然に防げるが、現在の区域の指定基準では、防災行政用無線の通る区域であっても、「伝搬障害防止区域」の指定ができない箇所がある。こうした「伝搬障害防止区域」外においては、民間事業者等が地上高 31m を超える高層建築物を建築する場合でも、電波法第百二条の三に規定する事前届出が義務付けられておらず、建築がある程度進んだところで伝搬障害が発生し、その時点で初めて無線免許人が伝搬障害を把握することとなる。その段階では建築主と設計変更等の調整もできず、防災行政用無線が不通となり、発災時の状況把握が滞ることで災害対策に支障を来す期間が発生するとともに、無線免許人側の全面的な負担により対策を講じなければならない。

また、今回の支障事例を受け、高層建築物等の建築を事前把握する取組を右記関係団体との調整状況等のとおり実施しているが、事業者による自主的な報告による把握方法であり、抜本的な解決に至っていない。

【制度改正による効果】

防災行政用無線の電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」として指定できれば、伝搬障害の可能性のある高層建築物の建築に係る情報が事前に把握でき、障害原因部分に係る工事の制限期間である 2 年間、電波伝搬路の変更や工事の計画の変更等、無線通信の確保と高層建築物等に係る財産権の行使との調整を図るために必要な措置をとることが可能となる。

根拠法令等

- ・電波法第 102 条の 2 から第 102 条の 7
- ・電波法関係審査基準第 40 条及び第 41 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

静岡県、岡山市、広島県、愛媛県

- 首都圏では高層建築物による電波伝搬障害が、継続的に発生しており、電波障害防止区域に指定されていても、それに伴う建築主との協議や迂回路構築のための調査設計業務等が、負担となっている。
- また、提案団体の提案と同様に、地上高が低いため電波障害防止区域に指定できない電波伝搬路も存在しており、その場合、何も情報がないまま建設が進み、電波伝搬路が断絶される恐れがある。
- 平成 19 年度に原因不明の電波障害が発生し、原因を調査したところ、電波伝搬路上で建設が行われていることが分かり、急きょ、建築主と中継所設置や費用負担について協議を行い、中継所設置により対策を行った事例がある。
- 本県と市町村等を結び、災害対応等の際に使用する防災行政用無線回線のうち、市内の県出先機関と中継所間の無線回線（伝搬障害防止区域外）が、市内に建設された高層建築物（40m 程度）による電波遮蔽のため、平成 22 年 6 月頃から通信できない状況となった。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

79

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方公共団体と民間企業との間の人事交流について、国と同様の人事交流の仕組みを構築

提案団体

神奈川県、さいたま市、鎌倉市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、開成町、湯河原町、山梨県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。

具体的な支障事例

現在、民間人材の活用の方法としては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員としての採用によって対応しているところであるが、平成26年度以降に実施している任期付職員採用選考において、7件の選考で、応募者、適任者がいない等の理由により、最終的な採用にまで至っていない。このような場合に、民間企業における雇用関係を維持した上で、官民交流を行うことが可能であれば、専門的な知識経験が必要とされる行政課題への対応に有用な民間人材の活用が図れたものと考えられる。なお、同法に基づく採用は、同法第3条及び第4条に規定される一定の条件に該当する場合に限定して行っているものであるとともに、その身分保障は不安定とならざるを得ない。また、本県では、同法に基づく採用の他に、民間企業との間で、研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲に留まらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同様の制度の制定を求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方向の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団

体においても、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しを行い、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。

根拠法令等

地方公務員法第 17 条、第 18 条
(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、千葉市、島田市、大村市、熊本県、宮崎市

- 本市では、平成28年度に地方創生の推進並びに双方の職員の資質の向上を目的として、民間企業と協定書を締結し、相互に職員を派遣した。その際、勤務条件等の問題で業務内容を限定する対応をとった。
- 当市においても、社会福祉法人や、市の施設を運営する指定管理者である法人等に派遣を行いたかったケースにおいて、同様の支障により派遣に至らなかった事例があるため、制度改革の必要があると考える。
- 当方では、民間交流に関する独自の要綱を策定し、その要綱を基にした協定書を各企業と個別に締結することで民間企業との人事交流を実施している。当然ながら、それらの協定に基づき受け入れる従業員は地方公務員法上の身分を有するものではないことから、公権力の行使や公の意思形成への参画が不可であり、守秘義務が法に基づくものではなく、協定書に基づくものとなっている等の課題が他自治体と同様にある。
- 官民人事交流法の趣旨に沿った法的な枠組みについては必要であると考えているが、実際に導入を検討される場合は、給与等の支払いを相互の協定により決定できるようにするなど、相手方企業との調整で柔軟な対応が可能となる仕組みとしていただきたい。
- 本県においても、民間企業人材を任用する場合、地方公務員法の範囲内で任期付(営利企業従事等許可)や非常勤特別職として任用しており、当該制度の創設は官民人事交流の促進に資すると考える。
- 地方公共団体から民間企業へ派遣した場合の退職手当通算制度の構築等が必要である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの基準の緩和

提案団体

秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの措置を講ずること。

具体的な支障事例

当県の所管する施設の事例では、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)において実施した耐震補強工事から10年未経過のため除却する際に国庫納付が発生する見込みとなっている。また、社会資本整備総合交付金に限らず、公共施設の改修や修繕に交付金を活用した場合も、同事例のように国庫納付が発生することが支障となり、迅速な意思決定ができず、統廃合が進めにくい事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

総合管理計画の柱の一つである公共施設等の総量の適正化(集約化、複合化、除却など)を計画的に推進することが可能となる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条

住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成 20 年 12 月 22 日国住総第 67 号国土交通省住宅局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、白河市、石岡市、厚木市、綾瀬市、魚沼市、山県市、稲沢市、京都市、伊丹市、出雲市、大村市、宮崎市

○公共施設統合層管理計画には、具体的な目標値を記載しているが、各種補助事業を活用した公共施設の廃止・解体等について、計画策定時点で関係機関に協議したものではない。施設の集約の際に必ずネックとなるのが、地域住民の総意と補助金返還である。地方分権の流れにあって、地域住民の総意は当然必要と考えるが、今後の行政運営を見据えて総合管理計画を策定したものであり、スムーズに計画を実行し目標達成することで、持続可能な行政運営が成るものとする。

○国のインフラ長寿命化基本計画及び本市の公共施設等総合管理計画に基づき、施設保有量の最適化に取り組んでいるところ、対象施設が国の補助金を受けている場合において、補助金等の国庫納付が最適化の支障と

なるときがある。

○当市においても、文部科学省学校施設環境改善交付金を活用した耐震補強工事・大規模改造工事後10年未経過の施設があり、公共施設総合管理計画で示す公共施設の総量適正化を推進する支障となっているため、本提案事項に賛同する。

○本市においても、公共施設等総合管理計画などの市の方針に基づき、公共施設の廃止や民間譲渡の取組を進めており、これまで民間譲渡にあたり、財産処分の事前協議や承認手続に時間を要する事例があった。また、譲渡にあたって、国庫納付の対象とならないよう無償譲渡とした事例もある。

○本市では、建築後30年以上経過した施設が約半数を占め、今後市役所本庁舎や教育施設などの大規模な改修や更新を行う必要があるため、制度改正の必要性を感じる。

○本市においても国庫補助を活用して建設・改修している公共施設は数多い。今後、公共施設の適正配置を進めていくうえで、施設の早期除却実施時に国庫補助の返還が求められるとなると、さらなる財政負担を強いられることとなり、公共施設マネジメントの推進の弊害となると考えられる。公共施設等総合管理計画、施設の個別計画に基づいて実施される施設の除却については、特例的に国庫補助金の返還対象外とする等の制度創設が必要と考える。

○本県においても、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有総量の最適化の取組を進めているところであるが、個別の施設の処分を検討するにあたり、国への返納が生じる可能性もあるため、提案の趣旨には賛同する。

○人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化が顕著で、地方公共団体では、公共施設の維持等に係る経費なども踏まえ、その統廃合などを行う必要が生じている。一方で、対象となる公共施設は、国庫補助対象財産(不動産)であり、一定期間を経過していない補助対象財産(不動産)を処分する場合には、国庫納付が発生することから、統廃合などが進めにくい事例となっている。人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、電気通信格差是正事業費補助要綱に基づく補助対象財産を処分する場合、財産処分(不動産)に係る国庫納付を求めず承認するなどの措置を講ずること。

○本県では、同交付金を活用し、県立高校の体育館耐震補強工事を実施している。今後、学校規模の標準を踏まえた計画的な学校配置を推進する上で、統合による閉校(用途廃止)とする際、同様の支障事例が生じ、施設整備に関する迅速な対応が困難となることが懸念されることから、財産処分に係る基準緩和を求める。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

電子申請における本人確認手段の統一

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。
具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追記する。

具体的な支障事例

【支障事例】

本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。

【懸念事項】

マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。

【懸念事項の解消策】

マイナンバーカードが普及するまでの経過的措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。

具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。

行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようにする。

根拠法令等

各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形市、福島県、石岡市、芦屋町

○マイナンバーカードを持っていなくても電子申請を行うことができるようにした場合には、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。

○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

206

提案区分

A 権限移譲

提案分野

その他

提案事項(事項名)

基幹統計調査員に係る任命権の権限移譲

提案団体

松山市、西条市、西予市、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

基幹統計調査員について、特別職の非常勤の地方公務員とされている統計調査員の任命権を都道府県知事から市町村長が行う事務に権限移譲されたい。

なお、本案件は事務処理特例条例が認められているが、事務処理特例ではなく統計法施行令の規定見直しでの権限移譲を求めるものである。

具体的な支障事例

【支障事例】

調査員が辞退された場合や事故などにより急遽効果体が余儀なくなれた場合など、代替りの調査員を確保し任命されるまでに3~5日程度かかる。調査員は70~100件程度の世帯を受け持っているが、配布などには期限が定められている。調査員が調査活動を行う際、その身分を証明するものが任命証であるため、任命されるまでは活動が行うことができず、活動期間が短くなり、支障が生じている。

また、調査員が調査世帯を訪問し、調査票の記入をお願いする際、問合せ先や提出先は市町村が記載されているが、調査員証任命権者は都道府県知事であるため所持している任命証には都道府県が記載される不一致が発生し、調査対象世帯から本当に調査員として任命された調査員かどうか疑われ調査拒否につながるなど、調査活動に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

急な調査員の辞退等に対して、調査員の確保から任命までの時間を3~5日短縮し、調査活動期間を可能な限り長く確保できる。

また、任命権者と調査を実施する市町村が一致することで、問い合わせ先・提出先と任命証の不一致が解消され、調査対象世帯の不信感を払しょくでき、調査拒否件数の減少が期待できる。

任命権の移譲に伴い、事故報告などを市町村で実施することが想定されるが、本市では過去5年間で2件のみの発生で、業務負担はそれほど大きくはないと想定している。

以上のことから、任命権の移譲による任命責任的部分の業務量による負担より、調査回答率の向上の効果のほうが大きいと考える。

根拠法令等

統計法施行令

第4条

別表第一

地方自治法施行令

別表第一, 二(第一条関係)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福井県、伊丹市、南あわじ市、徳島市

- オンライン回答の運用に伴う二段階配布方式の導入により、調査スケジュールがタイトとなっている中で、市町が関わる基幹統計にあつては、調査員任命事務を市町事務とすることで、効率化していく必要があると考える。
- 本市においても、国勢調査の複雑化、調査環境の悪化などに伴い、一旦調査員を引き受けたものの、途中で辞退する事例が増加しており、新たな調査員の確保やそれに伴う煩雑な事務に苦慮している。特に調査員の任命に係る県とのやりとりに時間を要し、時間外勤務が発生するなど支障が生じている。
- 統計調査員に対する調査実施上の指導は、市町村が行っており、統計調査員の設置も市町村が行う方が効率的である。次の調査で急な調査員の辞退、変更があった。H27 農林業センサス(5市町村 17人)、H28 経済センサス-活動調査(1市3人)、H29 年就業構造基本調査(4市町村 11人)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

260

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。

具体的な支障事例

地方自治法第 252 条の 17 の 2 による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第 4 項)とされている。

一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第 291 条の 2 第 4 項)

【支障事例】

現行規定では、移譲を求めることのできる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市から持ち寄ることが必要であると考えている。

しかしながら、持ち寄る段階では関連する権限は国にあり、関西広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。

このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、持ち寄り、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、法律に規定があるものの、形骸化している。

については、地方自治法第 291 条の 2 第 4 項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。

根拠法令等

地方自治法
第 252 条の 17 の 2 第 3 項、第 4 項
第 291 条の 2 第 4 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

268

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

利用者負担額に係る審査請求手続の統一化

提案団体

松原市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。

具体的な支障事例

保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならないと、また、同条第4項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

救済手続が統一されると、公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に不服がある場合において同一の救済手続を経ることができるようになり、より公平性が保たれると考えられる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、山田市、池田市、尼崎市、北九州市、松浦市、宮崎市、那覇市

○昨年度、本市においても、私立保育所にかかる利用者負担額の処分にかかる審査請求書が提出され、その審査を進める中で、松原市の指摘と同様に、入所する保育所の公立私立の違いで審査請求の審査手続きが異なることに、合理性や公平性に課題があるとの認識を持つところとなった。このことから、松原市の提案に賛同し、公立保育所の利用者負担額決定の処分が公の施設の使用料の決定であっても、私立保育所の利用者負担額決定処分に対する審査請求と同様の手続きで審査する制度に改正すべきと考える。